

令和５年４月２８日
文 部 科 学 省
初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和５年４月１４日から令和５年４月２２日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・郵送・電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計８８５件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な御意見の概要	文部科学省の考え方
1. 学校において予防すべき感染症の位置付けの見直しについて	新型コロナウイルス感染症は風邪等と同等に扱うべきであり、学校において予防すべき感染症に位置付けるべき感染症ではない。	今回の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正によって、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられる予定であることや、厚生科学審議会感染症部会において、新型コロナウイルス感染症の特徴として、一年を通じて複数回の流行があり、伝播性が高いとされていること等を踏まえ、学校保健安全法施行規則において、飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症が位置付けられる、第二種の感染症として位置付けるものです。
2. 出席停止期間の基準について	発症から10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があると言われていたことなどから、出席停止期間は改正案より長くすべきである。	今回の改正は、子供を含む社会一般の療養期間の考え方や、新型コロナウイルス感染症のウイルスの排出期間に関する国立感染症研究所のデータなどを踏まえたものであり、それらによれば、発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少するとされていることから、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を「発症した後五日、かつ、症状が軽快した後一日」としています。 なお、厚生労働省の示す社会一般の療養期間の考え方も踏まえ、今後発出する予定の施行通知において、出席停止解除後、発症した後10日を経

		過するまでは、マスクの着用を推奨することについて周知いたします。
	新型コロナウイルス感染症については出席停止の措置を講じる必要はなく、出席停止期間の基準を定める必要は無い。	今回の改正は、子供を含む社会一般の療養期間の考え方や、新型コロナウイルス感染症のウイルスの排出期間に関する国立感染症研究所のデータなどを踏まえたものであり、それらによれば、発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少するとされていることから、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を「発症した後五日、かつ、症状が軽快した後一日」としています。
	長期間の出席停止は子供の学ぶ権利を奪うことであり、子供は重症化リスクが低いことなども踏まえると、改正案は長すぎるため、より短縮すべきである。	
	出席停止期間の基準を5日に改めるということは妥当な落とし所と考える。	本省令案に賛成の御意見として承りました。
	発症から10日目まではマスクの着用を推奨すべきであり、出席停止期間の基準に明記してほしい。	厚生労働省の示す社会一般の療養期間の考え方も踏まえ、今後発出する予定の施行通知において、出席停止解除後、発症した後10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨することについて周知いたします。
3. その他	マスク着用をはじめとした感染症対策を強制しないでほしい。衛生管理マニュアルを廃止してほしい。	いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
	マスク着用をはじめとした感染症対策を継続してほしい。	